

平成 26 年 5 月 30 日

金融庁総務企画局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等（案）」に対する意見等の提出について

平成 26 年 5 月 2 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

金融庁「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等(案)」に対する全銀協コメント

項番	該当政令・府令名	該当箇所	意見・確認事項	理由等
1	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令	第二条第二項	当初公布時の当該内閣府令に係る「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」58～59番において、取引執行から債務負担の時限について、「現時点においては、金融商品取引清算機関等の業務の流れに従って債務負担させれば足りると考えられ、時限について特段の規定は不要」とあるが、この考え方に変わりはないか。	JSCCでは債務負担処理時間帯が限定的であり、少なくとも当日中の債務負担は困難となるケースがある。また、原取引先のオペレーションやブローカーの承諾オペレーションがあり自社以外のオペレーションが債務負担の前提となること、一時的な担保不足による債務負担拒否が発生した場合は担保の決済オペレーションが必要となること等に鑑みて、運用フロー上、明確な時限の設定は望ましくない。
2	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令	第二条第四項	清算集中義務が拡大されることに伴い、清算参加者となっていない者が義務対象となる場合において、金利スワップ取引等義務対象取引を継続して行うためには、清算委託者として、清算受託者との契約等を義務化開始期限までに間に合わせる必要がある。 仮に、清算受託者との条件面での調整などで、期限に間に合わせることが困難なことが判明した場合には、期限の延長等、柔軟な対応をお願いしたい。	JSCCで用意されているクライアント・クリアリングの制度では、受託者(クリアリング・ブローカー)は委託者のリスクに応じて、受託するか否かを選択できる権利がある建付けになっている。これは、清算受託者側において、清算委託を受けることにより新たなリスクが発生するためである。 かかる状況下、ブローカーが現状5社と限定されており、義務対象者の拡大に伴い、清算受託者1社あたりの清算委託者の数を急速に増やすことは、清算受託者にリスクが集中し、新たなリスクが顕在化する恐れがある。
3	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令	第二条の二	口数累積型で当該口数単位でプレミアム金額が発生する想定元本額の概念の無いゼロストライク・オプション取引等については、取引残高をどのように確認したらよいか。	3,000億円の閾値のモニタリングに、左記取引も算入する必要があるため。
4	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令	第二条の二	NDF取引等、想定元本が外貨建てになっている取引において、円ベースに引き直す適用レートは各社にて適切と判断するレートを使用すればよいか。 また、円ベースでの引き直しは、(1) 想定元本外貨にて平残算出後円換算、もしくは(2) 円換算後に各月末残高により平残算出いずれの方法が適切か。	円ベースの想定元本の定義の明確化のため。
5	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令 附則	第二条	当初公布時の当該内閣府令附則には第二条に、「施行前に行われた取引については、…該当しない」旨の記載があるが、今回の改正後も上記のバックロード取引の適用除外は有効という認識でよいか。	清算集中義務が課される以前のバイラテラルの取引については清算集中を前提としておらず、清算集中取引とは一部異なる運用を行っている。徐々にバックロード取引についても清算集中を行う方向が進みつつあるものの、現状の運用状況によるハードルに鑑みて、引き続きバックロード取引を対象外とすることが望ましい。
6	店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令第二条第一項及び第二項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件	第二条	外貨金利スワップまで義務対象商品を拡大する際には、現在の除外告示、LCHへの許可、JSCCでの外貨金利スワップの取扱いに加えて、JSCCにおいて十分な経過期間を確保した上で、外貨金利スワップのクライアント・クリアリングサービスを提供する者がいるか否かという点も考慮に入れて頂きたい。	外貨金利スワップを継続できない恐れがあるため。